

＜二輪車関係＞

⇒ は継続事業 □内は新規事業

2019 年度事業報告書（案）	2020 年度事業計画書
1. 規約に基づく適正表示（店頭表示）の一層の促進 1) 国内 4 銘柄による店頭表示のチェック・アドバイス活動の実施 ▷全国 4,672 店において店頭表示のセルフチェックを実施（「品質評価実施店」（2,899 店）は実施率 100%、それ以外の会員店の実施率は約 64%） 2) オートバイ組合及び輸入組合によるチェック・アドバイス活動の実施 ▷オートバイ組合関係は、「品質評価実施店」（129 店）はセルフチェックを実施（実施率 100%）、それ以外の会員店は 11 地区 138 店において訪問による同活動を実施（実施率約 31%） ▷輸入組合関係は、「品質評価実施店」（150 店）はセルフチェックにより実施（実施率 100%）、それ以外の会員店はインポーター 7 社により 59 店において訪問による同活動を実施（実施率約 65%） 3) 公取協事務局によるチェック・アドバイス活動の実施 ▷直接会員等 235 店においてセルフチェックを実施（「品質評価実施店」（89 店）は実施率 100%、それ以外の会員店の実施率は約 9%）	※は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、実施方法等を見直した事業 1. 規約に基づく適正表示（店頭表示）の促進 1) 国内 4 銘柄による店頭表示のチェック・アドバイス活動の実施 2) オートバイ組合及び輸入組合によるチェック・アドバイス活動の実施 3) 公取協事務局によるチェック・アドバイス活動の実施 ※ 1) から 3) については、店頭を訪問して実施するチェック・アドバイス活動に替えて、会員自らが店頭表示のチェックを行うセルフチェック方式によりを実施
2. 中古二輪車の品質評価（「品質評価実施店」）の定着化 1) 「品質評価実施店」の拡充 ▷チェック・アドバイス活動を通じて、適正表示を実施している会員店を「品質評価実施店」として選定 ▷本年度の選定対象店舗数は 409 店（4 銘柄 266 店、AJ29 店、JAIA39 店、直接会員等 75 店）で、同実施店の総数は 3,676 店となる見込み 全会員 7,221 店の約 51%（前年度は 3,277 店、全会員店の約 45%） 2) 「品質評価実施店」の積極的な P R の実施 ▷「品質評価実施店」P R 動画を YouTube に C M 配信して P R するとともに、公取協のホームページにおいて同実施店紹介ページを設置、同実施店のインタビュー動画を掲載して P R 3) 品質評価者講習会の開催 ▷3 年間の移行期間を設けて集合講習主体の講習から e ラーニング講習に移行、移行期間においては更新対象者の集合講習を小規模開催 ▷受講者数 3,520 名（新規 869 名、更新 2,651 名 うち集合講習受講者 52 名）、更新率は 86.2%、品質評価者在籍店率（店舗）75.2%（前年度 71.2%）	2. 中古二輪車の品質評価（「品質評価実施店」）の定着化 1) 「品質評価実施店」の拡充 ※「品質評価実施店」の選定についても、訪問によるチェック・アドバイス活動の実施に替えて、Google フォームを活用した店頭表示のセルフチェックの結果を公取協に報告することにより選定を実施 ▷e ラーニングによる品質評価者講習及び新規講習の通年実施により、品質評価者在籍店を増加させ、同実施店を拡充 2) 「品質評価実施店」の積極的な P R の実施 ▷「品質評価実施店」紹介サイトへのアクセス数向上のために Facebook 等の SNS を利用した、幅広いユーザー層への P R を検討・実施 ▷「品質評価実施店」の P R の充実により、会員店における同実施店への参加意識を向上 3) e ラーニングによる品質評価者講習の実施 ▷集合講習を廃止して e ラーニングによる講習に一本化 ▷新規講習の通年実施化及び入会時の新規受講必須化について検討・実施
3. 中古二輪車の規約に基づく走行距離表示の周知徹底 1) 中古二輪車の走行距離表示に関する調査の実施 ▷全国の二輪車情報誌及び同 Web サイトに掲載された走行距離表示に関する調査を実施（継続中） ▷調査の結果、不当表示が認められた場合には、初回違反に対しては文書による注意喚起を実施、再違反に対しては規約違反としてとして厳正に対処するとともに、非会員の不当表示に対しては、消費者庁に措置を要請するなど指導を実施し、走行距離表示の適正化を徹底（実施予定） 2) 走行距離の適正な表示に関するキャンペーンの実施 ▷YouTube 動画や店頭 P R ポスター等により、「中古バイクの走行距離の適正な表示及び会員店は適正表示を実施している」旨の P R を実施	3. 中古二輪車の規約に基づく走行距離表示の周知徹底 1) 中古二輪車の走行距離表示に関する継続的な監視の実施 ▷前年度に実施した二輪車情報誌における中古バイクの走行距離表示に関する調査結果を踏まえ、二輪車情報誌及び同 Web サイトに掲載された走行距離表示を継続的に監視 ▷必要に応じて調査を実施、調査結果において不当表示が認められた場合には規約違反として厳正に対処 2) 走行距離の適正な表示に関するキャンペーンの実施
4. 消費税率引き上げに伴う価格等の適正な表示方法の検討及び周知活動の実施 1) 消費者にわかりやすい適正な価格等の表示方法について検討、周知活動を実施 ▷消費者にわかりやすい適正な価格等の表示方法について検討、価格表示の方法や留意点を「消費税率の引上げに伴う価格表示方法等の対応の手引二輪車編」にとりまとめ、公取協ホームページに掲載して周知活動を実施	4. 規約運用に関する普及活動の実施【新規事業】 ▷以下の表示について、規約運用の考え方に基づく表示方法を解説した資料を作成、会員に展開して普及活動を実施 ・燃料消費率（電動バイクの航続距離表示） ・年式 ・品質評価基準表における「ハンドリストッパー」の扱い ・中古バイクをレンタルバイクにも供する場合の広告等への表示

2019 年度事業報告書（案）	2020 年度事業計画書
5. 規約及び施行規則の改正と普及活動の実施 1) 規約及び同施行規則改正案の策定、認定・承認 ①規約及び同施行規則改正案の策定 ▷「No.1」等のランキング表示を行う場合の表示規定を変更 ▷中古バイクの広告における必要表示事項に車台番号の表示を追加 ②改正に必要な事業の実施 ▷規約及び同施行規則改正案の理事会、総会への上程・承認を経て、消費者庁及び公正取引委員会に認定・承認申請、2019 年 11 月に認定・承認 2) 改正規約及び同施行規則の会員に対する普及活動の実施 ▷車台番号の表示に関するパンフレットを作成、会員へ配布した他、国内 4 銘柄、関係団体を通じた普及活動を実施 3) 改正規約及び同施行規則の施行 ▷2020 年 1 月 1 日に改正規約及び同施行規則を施行 4) その他の検討事項に関する見直しの検討 ▷販売車両や販売方法の変化等を踏まえ、その他の検討事項について検討を行った結果、規約は変更せずに、当面は以下の通り規約運用の考え方を明確にすることで対応 ・燃料消費率（電動バイクの航続距離表示） 電動バイクの場合は「一充電当たりの走行距離及び交流電力消費率」を表示 ・年式 公取協のプライスカードに「年式」の他、モデルイヤーの項目を追加 ・品質評価基準表における「ハンドルストッパー」の扱い 「メインフレーム」を細分化して「フレーム・ハンドルストッパー・シートレール」の選択項目を追加 ・中古バイクをレンタルバイクにも供する場合の広告等への表示 「レンタルバイクとして使用している旨」及び「走行距離数は異なる場合がある旨」を表示 ▶「2020 年度事業計画書」の事業項目<4.>参照	5. e ラーニングシステムを活用した会員店とのコミュニケーションの充実【新規事業】 1) e メールによる情報提供の充実 ▷公取協から会員店への e メールを活用した効率的な情報提供のあり方について検討・実施 2) e ラーニングシステムを活用した会員とのコミュニケーションの拡充 ▷e ラーニングシステムの利便性を向上、同システムを活用した講習やセルフチェック、会員へのアンケートや意見聴取の実施等を通じ、会員店とのコミュニケーションを拡充 3) 会員店とのコミュニケーションを充実させるためのシステム構築の検討 ▷ホームページの会員専用ページと e ラーニングシステムの入口を一元化する等、会員店の利便性向上を検討 ▷会員専用ページを改修し、会員店とのコミュニケーションを充実させるためのシステムの構築について検討
6. 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施 1) 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施 ▷品質評価者講習会の開催、二輪車表示ハンドブックに基づく研修の実施 ▷会員事業者における表示の管理体制づくりに関する相談や店頭表示、広告作成等に関する事前相談の積極的活用を呼びかけるなど、表示等の管理体制整備のためのサポート活動を実施 2) 都道府県景表法担当部門との懇談会の開催等、連携強化活動の実施 ▷都道府県の景表法担当部門との懇談会の開催や情報交換の実施等、公取協の活動や規約制度に関する理解促進活動を実施	6. 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施 1) 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施 2) 都道府県景表法担当部門との懇談会の開催等、連携強化活動の実施
7. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動 1) 消費者からの苦情・相談の受け付けと対応 ▷二輪車に関する消費者からの苦情・相談を受け付け（355 件） 2) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応の検討 ▷二輪車消費者相談事例研究会を開催、消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応方法等について検討	7. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動 1) 消費者からの苦情・相談の受け付けと対応 2) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応の検討